

平成28年度地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。
天栄村の平成28年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

40,779千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

828,361千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

区分	事業名	平成28年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税交 付金(社会保 障財源化分)	その他
社会 福祉	総合社会福祉事業	17,687	0	0	0	1,421	16,266
	障害者福祉事業	107,432	76,540	0	0	2,481	28,411
	高齢者福祉事業	134,264	134	0	83,283	4,084	46,763
	児童福祉事業	251,268	87,511	0	18,915	11,633	133,209
	母子福祉・保健事業	9,868	3,007	0	0	551	6,310
	小 計	520,519	167,192	0	102,198	20,170	230,959
社会 保険	介護保険事業	88,371	220	0	0	7,080	81,071
	国民健康保険事業	43,721	31,009	0	0	1,021	11,691
	小 計	132,092	31,229	0	0	8,101	92,762
保健 衛生	後期高齢者医療事業	84,789	13,713	0	0	5,708	65,368
	保健衛生事業	57,603	0	0	958	4,549	52,096
	予防対策事業	33,358	1,024	0	4,300	2,252	25,782
	小 計	175,750	14,737	0	5,258	12,509	143,246
合 計		828,361	213,158	0	107,456	40,780	466,967

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

【用語解説】

社会保障施策に要する経費: 社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に要する経費

社会福祉: 生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめることを目的とした施策に要する経費
事例) 児童福祉、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉 など

社会保険: 保険的方法によって社会保障を行う制度の総称であり、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度
事例) 国民健康保険、介護保険 など

保健衛生: 国民の健康を保つための施策に要する経費
事例) 医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策 など